

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>一 母子生活支援施設について (一) 意義と役割について 児童福祉法に規定されている母子生活支援施設は、18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届け出が出来ないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が子どもと一緒に利用できる施設です。 経済的理由や配偶者からのDVなど、心身と生活を安定するための相談援助を進め、自立を支援する母子生活支援施設は、今日的役割がより増していると考えています。道は、母子生活支援施設の意義と役割についてどのように認識しているのでしょうか。</p> <p>(二) 子どもの貧困対策推進計画における道の具体的な取組について 退所後も継続して支援を受けられるということで、大変、母子世帯にはありがたい施設ですが、道が2020年度に策定した「第二期北海道子どもの貧困対策推進計画」において、母子生活支援施設についての記述が行われています。しかし、計画の取組について、これについては「施設において母子家庭の保護を行い、生活を支援する」と記載されていますが、これは各施設が行う取り組みの内容であると私は考えます。計画には、道自身が取り組む具体的な施策が明記されていないと私は思いますが、それはなぜかということをお聞きしたい。</p> <p>再一 (二) 北海道ではガイドブックを配布して施設の周知に取り組んでいるということでした。これまで施設の周知以外の母子生活支援施設に対する取組について検討したことはありますか。</p> <p>(三) 計画策定時における実態把握について 計画策定段階において、道内の母子生活支援施設の入所状況、あるいは新規入所理由等、施設運営実態の把握を行っているのでしょうか。母子生活支援施設の課題の整理と今後の方向性についての検討はこれまで行っているのか、併せて伺います。</p> <p>再一 (三) 北海道母子生活支援協議会が実施している実態調査の結果を把握してから、道として何か母子生活支</p>	<p>【子ども家庭支援課長】 母子生活支援施設の意義と役割についてでございますが、母子生活支援施設は、児童福祉法に基づき、配偶者がいない、あるいはそれに準じる事情のある女性とその子どもが入所し、支援を受けながら自立に向けて生活をする施設であり、退所後も継続して相談などの支援を受けられることから、困難を抱えた母子世帯の地域生活を支援するために、重要な施設であると認識しております。 また、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律、いわゆるDV防止法に基づき、被害者を一時保護する役割も有するなど、今日的な課題を含め、多様な機能を期待されているところでございます。</p> <p>【子ども家庭支援課長】 子どもの貧困対策推進計画についてでございますが、この計画は、全ての子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されないことがないように、相談支援や生活の支援などを総合的かつ効果的に推進するために策定したものでありまして、その一つとして、母子生活支援施設の活用を掲げたものでございます。 なお、計画では母子家庭に対し、母子生活支援施設の一層の周知を図ることとしておりまして、具体的には、「北海道ひとり親家庭サポートガイドブック」を作成・配布するなど、施設の周知に取り組んでおります。</p> <p>【子ども家庭支援課長】 道の取組についてでございますが、困難を抱えた母子家庭の母親に対しまして、必要な支援が届くよう各種支援制度の周知に努めているところでありまして、道のホームページでも母子生活支援施設や様々な相談に対応する窓口について掲載するとともに、各振興局に配置しております「母子・父子自立支援員」や道が委託しております「母子家庭等就業・自立支援センター」でも、わかりやすい情報発信を行っているところでございます。</p> <p>【子ども家庭支援課長】 実態把握等についてでございますが、道では、計画策定にあたり、母子生活支援施設の実態把握のための調査等は行っておりませんが、毎年度、道所管分の母子生活支援施設につきましては、入退所の状況を把握するとともに、毎年の定期監査の際に、施設の実情を伺うほか、北海道母子生活支援施設協議会が実施している実態調査の結果を通して、道内各施設の入退所理由についても把握しているところでございます。 また、必要に応じ、母子生活支援施設の課題等について、施設協議会と協議等を行っております。</p> <p>【子ども家庭支援課長】 実態把握についてでございますが、母子生活支援協議会による実態調査では、主な退所理由として「自</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>援施設に対する対策を検討していますか。</p> <p>再々ー (三) 母子生活支援施設に入る母子家庭というのは、例えば先ほどもありました、経済的な困窮やDVなど、より困難な事例を抱えているケースが多いと思います。北海道も重要な役割を果たしていると認識しているということで、これについては私も同様に感じているところです。例えば札幌市は2019年に発生した2歳児衰弱死事件を契機に母子生活支援施設の実態把握を行い、札幌市子ども子育て会議児童福祉部会において、母子生活支援施設のあり方検討を行っていることと承知しています。実態を把握し、課題等について協議しているというのであれば、道として実態を踏まえた施策の検討を行うべきと考えておりますが、その必要性について、見解を伺います。</p> <p>(四) 母子生活支援施設の老朽化について 小樽市に1カ所母子生活支援施設がございます。昭和17年に建設された建物です。道内には、ほかに札幌市5カ所、函館市に2カ所、旭川市1カ所、同様の施設がありますが、それらと比較しても小樽の施設は、格段に古いものとなっています。私は実際に施設を訪問、見学し、懇談もしてまいりましたが、大変老朽化が進んでいます。特に冬が大変で、廊下の窓から雪が吹き込み、それが溶けずに春を迎える。屋根の雪の重みで、二つの部屋がある居室では、部屋の仕切りの引き戸が閉まらなくなることも起きています。隙間風はドアや窓はもちろん、床板とふすまの棧の隙間からも、吹き込んでまいります。大変寒い。こうした実態を道は把握しているのでしょうか。施設の老朽化対策の必要性について、どのように認識し、対応してきたのか、伺います。</p> <p>(五) 官民一体となった対策検討について 浴室の新設や集会室、学習室を設置するなどということで、その施設自体は、できることはやっていると聞いています。北海道としても、設備基準等が満たされているかどうか確認をしているということですが、老朽化対策として、国庫補助メニューがあることは承知しております。総事業費4分の1の施設負担が支払えずに、老朽化対策が思うように進んでいないのが現状です。札幌市に聞き取りを行ったところ、老朽化対策の事業としては、札幌市も北海道と同様の補助メニューのみとなっています。しかし札幌は、老朽化対策を施設のあり方検討の一つと位置付けて、施設の機能強化や財務状況など、施設と一体となった対策を検討しているということでした。現在活用できる方策は限られておりますが、施設の機能強化をどう図っていくかというのは、施設だけの問題ではなく、道をはじめ行政の責務でもあると考えています。 老朽化対策を施設だけの問題とせず、施設の困難に寄り添い、官民一体となった対策を検討する必要がありますのではないのでしょうか。</p>	<p>立」が高い割合を示すなど、母子生活支援施設は、本道の母子家庭の保護と自立のために重要な役割を果たしているものと認識しており、今後も適切な施設運営となるよう、協議会や施設関係者と情報共有を図ってまいります。</p> <p>【子ども家庭支援課長】 施設の整備等についてでございますが、札幌市では、全国的に母子生活支援施設の入所世帯数が減少傾向である状況も踏まえ、施設の再編等について検討するため、昨年12月から施設のあり方検討を開始したものと承知しております。 道といたしましても、施設側の声を聞きながら今後も丁寧に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>【子ども家庭支援課長】 施設の老朽化についてでございますが、道では、毎年、母子生活支援施設をはじめとする、児童福祉施設の行政指導監査を実施しておりまして、小樽市にある母子生活支援施設につきましては、所管する後志総合振興局の職員が現地を訪れるなどして、入所する方の生活に必要な設備基準などが満たされているか確認しているところでございます。 なお、この施設では、平成2年に、共同浴室の新設や集会室、学習室を設置するなど、改修が行われているものと承知しております。 また、施設の運営や改築等につきましては、道本庁や所管の振興局において、相談に応じてきているところでございます。</p> <p>【子ども家庭支援課長】 施設の整備等についてでございますが、札幌市では、施設の再編等について検討するため、昨年12月から施設のあり方検討を開始したものと承知しております。 道といたしましては、毎年、行政指導監査で必要な設備基準などを確認するほか、道本庁や振興局において、施設側から相談があれば適切に対応してきたところでありまして、今後におきましても、施設側の声を聞きながら丁寧に対応してまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(六) 研修のあり方について ぜひ、施設の声丁寧に対応をお願いしたいところですが、研修のあり方についても、お聞きします。</p> <p>母子生活支援施設の機能強化を図る上で、職員の定着とスキルアップなど人材育成は施設任せではなく、道や市町村と一体に行っていく必要があると考えています。札幌市は、母子生活支援施設と合同で職員向けの研修の他、市職員向けの研修に施設職員を講師として相互で研修を行うなど、行政と施設一体のスキルアップが実施されていると承知しています。</p> <p>道はこれまで母子生活支援施設職員を対象にした研修にどのように取り組んできたのか。札幌市のように行政・施設総合の研修を通じて総合にスキルアップを行う取組は重要と考えていますが、いかがでしょうか。</p> <p>再一 (六) 母子生活支援施設に対する個別の研修は行われていないとのことですが、札幌市のように、北海道として、母子生活支援施設職員を対象とした更なる研修の機会の拡大を進めるべきと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(七) 今後の取組について スキルアップは重要というお答えでした。</p> <p>北海道のこれまでの対策は、主たる取組を施設設置者に求め、道自身が積極的に関与してこなかったと言えるのではないのでしょうか。この姿勢は早急には正されるべきだと考えます。</p> <p>支援メニューがあっても、施設設置者の財務状況によって活用できない場合があります。そのまま放置すれば、さらなる利用者減少が進み、施設自体が廃止されるというような懸念も出てきます。母子生活支援施設の意義と役割を発展させる立場で、北海道自身のイニシアチブが求められていると思います。</p> <p>多様化するニーズへの対応とともに、施設の機能強化、持続可能な施設運営など、北海道としてのありべき姿をまとめ、次期計画に反映させるべきではないかと思いますが、道の見解を伺います。</p> <p>母子生活支援というのは、母子と一緒に生活しながら、支援を受けることができる、唯一の児童福祉施設です。その意義と役割は確認できました。DV被害や虐待を受けてきた母子が利用する事例があること、物価高騰や経済雇用情勢の影響から、この施設が果たす役割はさらに重要となっていることも今の答弁から確認できました。少なくとも、老朽化をしているということで、施設の利用をためらうようなことはあってはならないと考えています。現在の枠組みでも札幌市のようにできる支援はあることをお示ししました。施設が老朽化するのを傍観するのではなく、どうやったら施設が存続できるのか、北海道も連携して取り組んでいただくことを切にお願いをいたしまして、質問を終わります。</p>	<p>【子ども家庭支援課長】 研修のあり方についてでございますが、母子生活支援施設では、施設長をはじめ、母子支援員のほか、母親の体調不良時に子どもを保育する保育士、子どもが自立に必要な力を身につけられるよう、学習や進路、悩み等への相談支援を行う少年指導員などが、それぞれ多様な困難を抱えた母子に対し専門的な支援を行っており、施設職員のスキルアップは重要と考えております。</p> <p>道では、母子生活支援施設に対する個別の研修は実施しておりませんが、母子生活支援施設職員を含めた福祉施設職員向け研修を毎年実施しており、こうした研修を通して、経済的困難や子育て・心身の問題など複数の困難を抱えた母子への支援やDV被害者支援など、今日的課題への適切な対応を含め職員の資質向上に努めております。</p> <p>【子ども家庭支援課長】 研修機会の拡大についてでございますが、母子生活支援施設の職員は、それぞれ多様な困難を抱えた母子に対し、専門的な支援を行っておりまして、施設職員のスキルアップは重要と考えております。</p> <p>道では、母子生活支援施設職員を含めた福祉施設職員向け研修を毎年実施しており、今後とも、その時々々の社会情勢に即した課題に対処できるよう、研修内容を見直すなど、引き続き母子生活支援職員の資質向上に努めてまいります。</p> <p>【子育て支援担当局長】 今後の取組についてでございますが、令和2年度を始期とする第二期計画では、相談支援や生活支援、教育支援、保護者の就労支援、経済的支援を施策の柱に、計画の実効性を確保するため、指標や目標値を設定し、その達成に向けて、各般の取組を推進してきているところでございます。</p> <p>道としましては、子どもの貧困対策を推進するため、妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援の充実に加え、物価高騰による日常の生活環境や経済雇用情勢の変化などの影響により、困難さが増す母子家庭も増えてきており、こうした家庭においても安心して自立した生活が送れるよう、既存事業の効果検証と見直しを実施してまいります。</p>